



高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金

活動組織の広域化推進の手引き

～事務を効率化し組織力を高めて共同活動を続けていこう～

**農林水産省 農村振興局 整備部
農地資源課 多面的機能支払推進室**

令和 2 年度版

はじめに

近年、高齢化や農業者の減少などの進展により、小規模な活動組織では共同活動の継続が徐々に困難になっています。現在の活動を継続しつつ地域の共同活動による地域資源の保全管理を持続的な体制の下で行うために、活動組織の広域化の推進により活動の効率化や組織力の強化を図り、地域農業の再編が求められています。

この手引きは、活動組織及び関係機関の皆様が広域活動組織を設立するにあたっての検討及び合意形成の手順、その留意点等について解説した資料です。

目次

	はじめに.....	1
I	広域活動組織とは.....	2
1	制度上の目的・要件等.....	2
2	広域活動組織の設立に対する支援.....	7
3	広域活動組織の設立状況.....	8
II	広域化の必要性和メリット・デメリット.....	9
1	広域化の必要性.....	9
2	広域化によるメリット.....	10
3	広域化によるデメリット.....	12
III	広域活動組織設立までの手順.....	13
1	推進主体による広域化推進の方向性の決定.....	14
2	推進主体による基本的な方針の決定.....	17
3	広域化対象集落等への説明会.....	28
4	集落等から広域活動組織への参加同意の確認.....	28
5	広域活動組織運営方針の具体案の検討.....	29
6	各集落等への説明、参加同意の確認.....	35
7	広域活動組織設立.....	35

I 広域活動組織とは

1 制度上の目的・要件等

広域活動組織とは、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立される組織です。

（１）規模・構成

1）規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有する場合が対象となります。

※中山間地域等は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上

2）構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

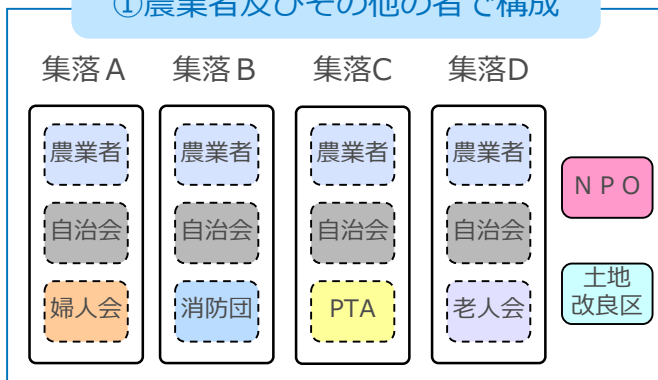
- ① 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
→農業者に加え、農業者以外の地域住民や団体を含む
- ② 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者
→農業者のみで構成

※ 広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

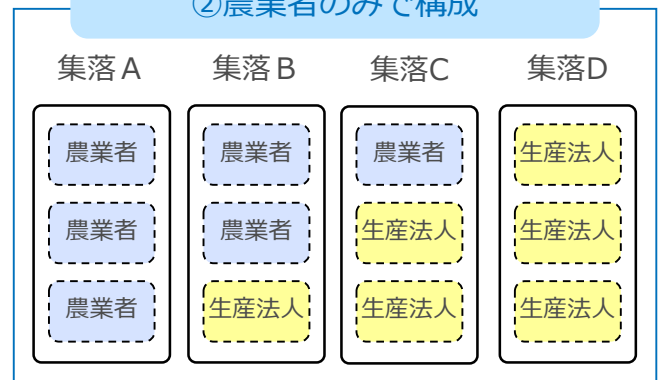


✓ 資源向上支払交付金（共同）の交付を受けるには、①の構成である必要があります。

①農業者及びその他の者で構成



②農業者のみで構成

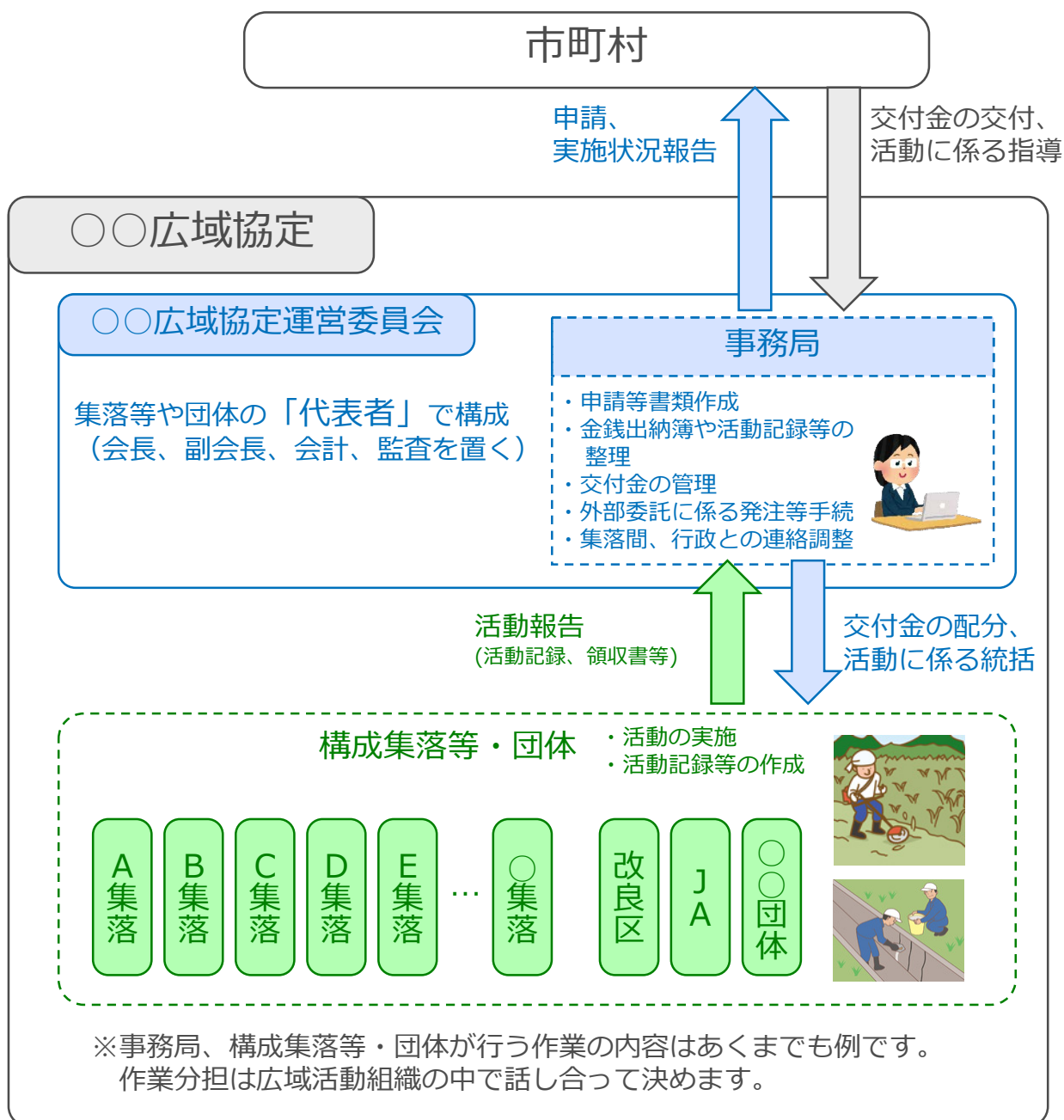


3) 運営体制

集落等※及びその他の団体の代表者から構成される広域協定運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置し、活動計画の内容や活動報告、収支予算又は決算に関する事項等を決定します。

各集落等又は団体は、年度の活動計画を立て運営委員会に提出し、この計画に基づき活動を実施するとともに実施状況を報告します。

※ 集落の構成員（個人）が協定参加者＝委員会の委員となることも可能です。

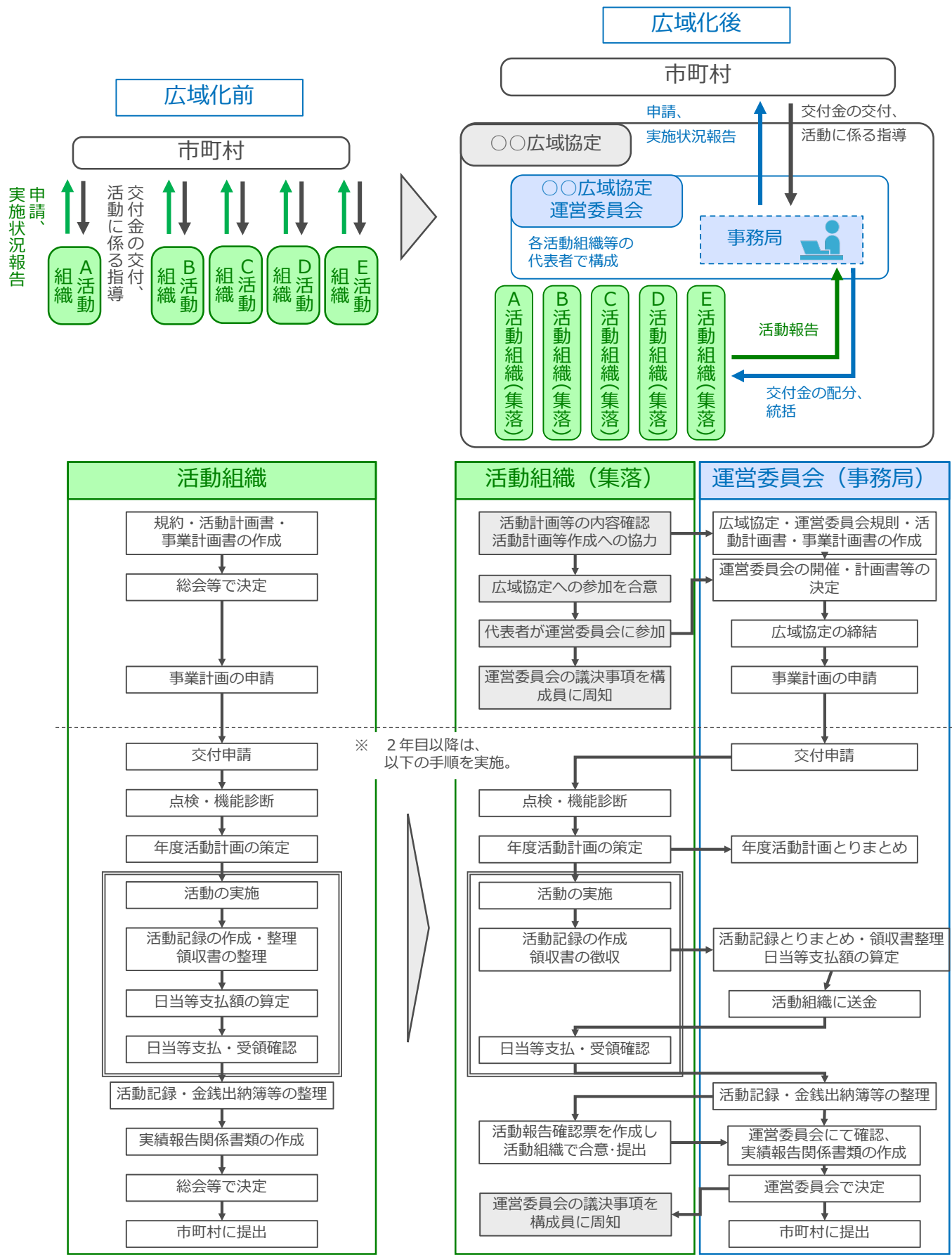


(2) 活動組織と広域活動組織の比較

1) 活動組織と広域活動組織の比較表

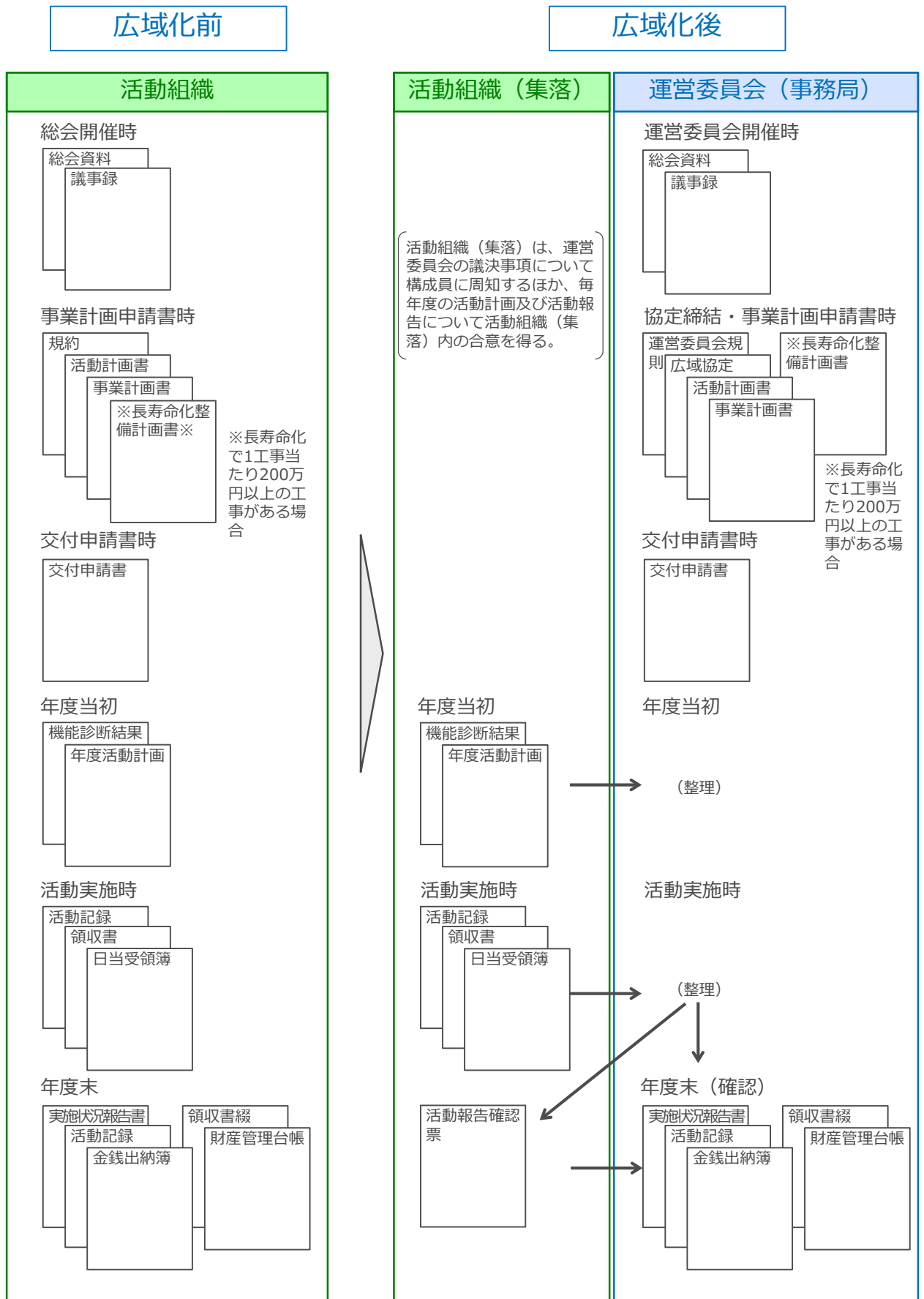
	広域活動組織	活動組織
保全管理する区域内の農用地面積の要件	200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上） ※中山間地域等の条件不利地域は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上	特になし
構成員	①集落又は活動組織若しくはその構成員 ②その他の者（地域住民、団体等）	①農業者 ②その他の者（地域住民、団体等）
意思決定機関	広域協定運営委員会（各集落等の代表者（委員）によって組織される会合） ※各集落等においても合意形成は必要。	総会（組織の構成員全員によって組織される会合）
議決方法	委員の過半数（委任状含む）の出席で委員会が成立、出席委員の過半数で議決。 ※委員とは協定に参加する集落及びその他団体の代表者を示す。	構成員現在数の過半数（委任状含む）の出席で総会が成立、出席構成員の過半数で議決。
特別議決	出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決が必要。 ただし、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止は、全員による議決が必要。	出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決が必要
交付金の流れ	市町村→運営委員会→各集落等（必要に応じて）	市町村→活動組織
活動報告・確認の流れ	各集落等→運営委員会→市町村	活動組織→市町村
資源向上支払交付金（長寿命化）の交付上限額	交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額。	広域活動組織の規模要件を満たさない活動組織は、以下①又は②のいずれか小さい額 ①交付単価※に対象農用地面積を乗じて得た額 ②集落数に200万円を乗じた額 ※直営施工を実施しない場合の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額。

2) 活動組織と広域活動組織の活動の流れ（イメージ）



※ 上図は一般的な流れを示したものであり、活動組織（集落）と事務局の役割分担等によって内容は変わる場合があります。

3) 広域化による事務作業及び作成書類の合理化（イメージ）



※上図は一般的な流れを示したものであり、活動組織（集落）と事務局の役割分担等によって内容は変わる場合があります。

2 広域活動組織の設立に対する支援

広域活動組織を設立するための集落等、活動組織及びその他関係団体間で行う調整や各種事務手続き、研修等に対する支援として、設立された広域活動組織に面積規模等に応じた交付額を最長5年間（当該活動期間中）にわたって継続的に支援します。

この交付金の交付を受けた広域活動組織が、交付を受けた活動期間中に解散する場合、広域化に係る支援として交付された全額を遡って返還する必要があります。

都府県	北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 50ha以上200ha未満	3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満 または特定非営利活動法人	3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	15,000ha以上	16万円	80万円

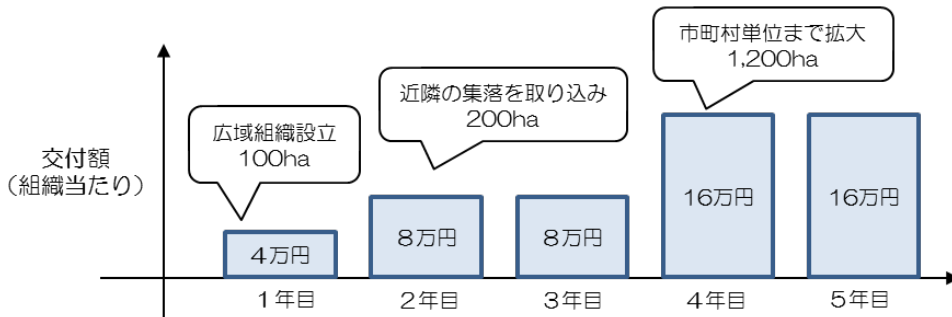
※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

○段階的に広域化する場合の適用例（都府県の場合）

交付額合計
52万円/組織



Q & A ● 広域活動組織の設立に対する支援

Q 新たに設立する広域活動組織に、これまでに広域化に係る支援を受けた広域活動組織が含まれる場合、広域化に係る支援を受けることができますか。

A 追加で支援を受けることはできません。

ただし、広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%以下である場合は、広域化に係る支援を受けることができます。

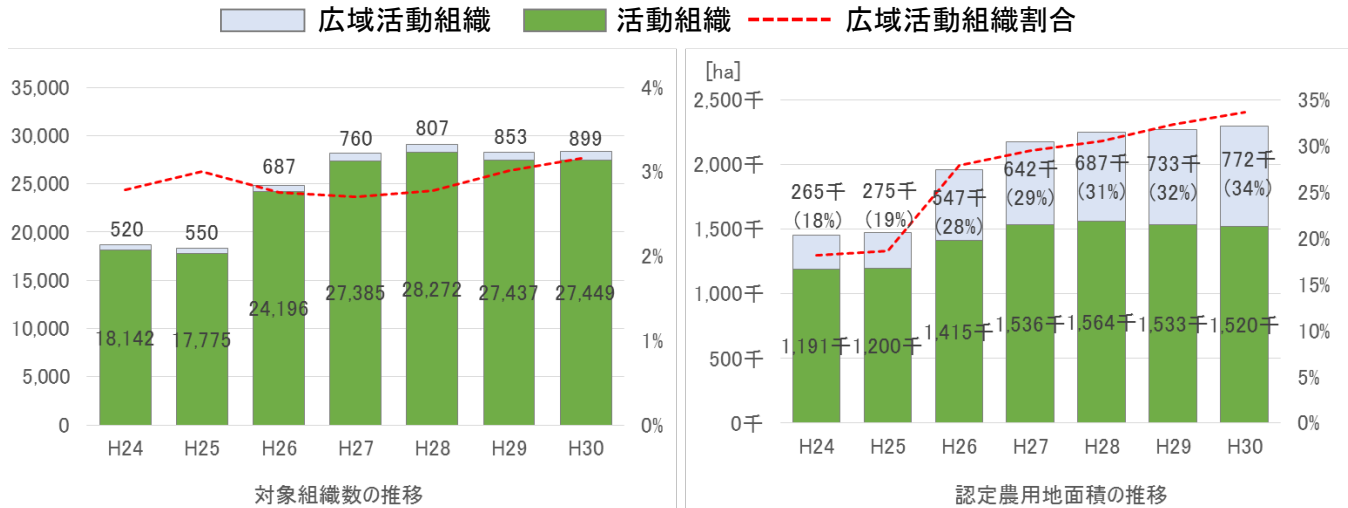
Q 既存の広域活動組織がこれまでに広域化に係る支援を受けていない場合、組織の広域化に係る支援を受けることができますか。

A 現行の活動期間中に限り支援を受けることができます。



3 広域活動組織の設立状況

平成24年度に農地・水・環境保全組織（当時の制度における名称。現制度における広域活動組織に相当。）が制度上位置付けられたことを機に設立が始まり、これ以降、広域活動組織の数は増加していますが、全組織に占める**広域活動組織の割合は毎年3%程度と横ばい**で推移しています。一方で、**広域活動組織の取組面積割合は3割を越え、年々増加**しています。



■ 全国における広域活動組織の設立状況

Ⅱ 広域化の必要性とメリット・デメリット

1 広域化の必要性

集落単位等の比較的小さなまとまりで活動組織を設立した場合、高齢化や農業者の減少が進行すると、共同活動の人手が不足するなどの問題が生じることがあります。また、集落の課題解決や活性化につながる何か新しい取組を始めようとしても、ノウハウを持つ人が身近にいないければ、なかなか実現には至りません。

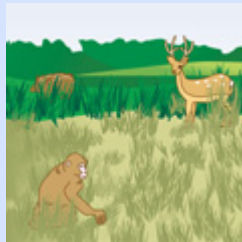
そのままでは共同活動が立ち行かなくなり、いずれ集落としての機能が失われてしまうかもしれません。

こうした状況を改善する手段の一つが、活動組織の広域化です。同じ問題を抱える近隣の集落等や活動組織が連携し、事務を集約して効率的に処理したり、各集落等がもつ人材や知識・経験を提供しあったりすることで組織力を強化し、活動を維持・発展させることが期待できます。

活動組織が抱える以下のような問題は、活動組織の広域化で解決できるかもしれません。今は問題として顕在化していなくても、数年後のことを考え不安がある場合には広域化を考えてみてはいかがでしょうか。

● 広域化で解決できる可能性のある集落・活動組織の諸問題

- ・ 共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。
- ・ 組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- ・ 組織内の特定の人物に事務処理等の負担が集中している。
- ・ 組織の運営体制の世代交代が進まない。
- ・ 集落の立地等条件の違いにより活動内容に不均衡が生じている。
- ・ 耕作放棄地対策や鳥獣害対策など、地域の新たな課題に対応するための活動を行いたい、知識がなくどうしたらいいのかわからない。
- ・ 学校教育や一般企業等と連携した活動を行いたい、社会的な信用が乏しく相手にしてもらえない。



2 広域化によるメリット

＜集落等・活動組織のメリット＞

組織の広域化により期待される集落等・活動組織のメリットとして、前述した諸問題が解決されます。具体的には以下のようなものが挙げられます。

● 広域化による集落等・活動組織のメリット

- ・ 単独では地域資源の保全管理が難しくなった集落を取り込み、集落間連携により活動を継続することが可能。
- ・ 未取組集落が新たに活動を開始したい場合、広域活動組織に取り込むことで、単独で設立する場合に比べて設立や申請に係る手続等の労力が少なく済む。
- ・ 各集落等が個別に実施していた交付申請、活動報告、会計処理、工事の外注手続き、保険加入等の事務作業を事務局に集約することで、各集落の事務作業の負担を減らすことができ、構成員は活動に集中できる。
- ・ 事務委託や工事発注、資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費の節減が図られる。
- ・ 施設の補修等を行う際に、老朽化が著しい施設や重要度が高い施設に予算を重点配分することが可能。
- ・ 自然災害等突発的な事象に対応する際に、交付金の弾力的な運用が可能。
- ・ ごく小規模な集落でも、広域活動組織の大きなエリアの中で交付金の配分方法を工夫することで、必要な農地や施設の保全管理を行うことができる。
- ・ 集落間連携により、資機材、人材、技術力の融通を行うことで、活動を活性化することができるほか、地域の農業振興や担い手育成等幅広い効果が期待できる。
- ・ 資源向上支払交付金（長寿命化）において、交付額のメリット措置（上限設定の適用外）が受けられる。
- ・ 農業基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業等、広域活動組織が事業実施主体となれる事業に取り組むことができる。
- ・ 単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取組が進めやすくなる。



集落

企業

<関係機関のメリット>

市町村や土地改良区等の関係機関にとっても、以下に挙げるように、事務処理の集約や施設の管理体制の強化等のメリットが発揮されます。

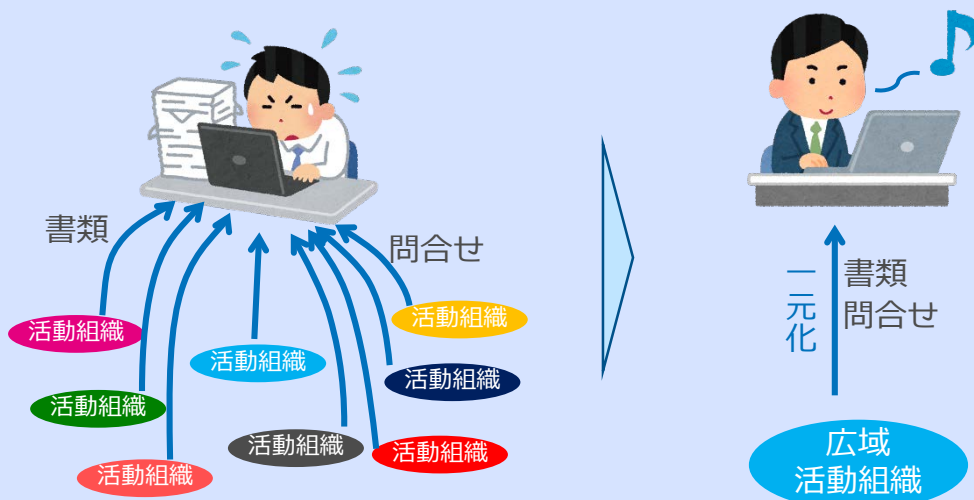
● 広域化による関係機関のメリット

<市町村（都道府県及び推進組織も同様）>

- ・ 事務処理の統合により交付、実施状況確認等の件数が減り、事務負担が大幅に軽減することで、活動組織の指導を充実させることが可能。
- ・ 市町村から組織に対する指導や連絡の系統が集約化され、効率的かつ効果的な指導が可能となる。
- ・ 周辺の未取組集落が活動に取り組む契機となり、市町村の取組面積の拡大につながる。

<土地改良区>

- ・ 水利施設等の保安全管理に対する地域住民の理解の増進が図られることなどを通じ、土地改良区が管理する施設の保安全管理に対する協力が期待できる。
- ・ 周辺の未取組集落が活動に取り組む契機となり、土地改良区の運営基盤である受益農地の保全体制が更に強化される。



上述した内容は、実際に広域化した組織や関係機関で成果を得たメリットの一例です。メリットの内容や大きさは、広域化前後の活動内容その他の条件によって変わってきます。

また、最初は上手くいかず、期待された効果が発揮されるまでしばらく時間がかかる可能性もあります。

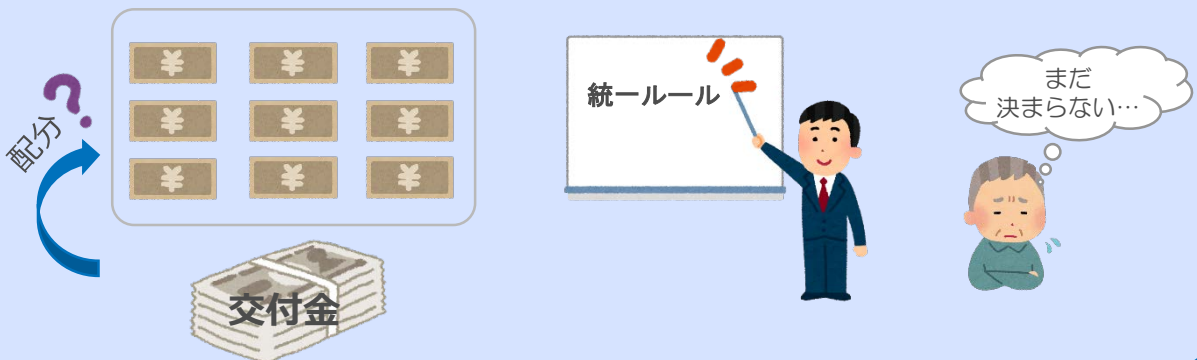
3 広域化によるデメリット

広域化にはメリットばかりではありません。複数の組織が合併することや組織が大きくなることで、以下に挙げるようなデメリットが生じる可能性があることにも目を向ける必要があります。

広域化に向けた検討の中では、自分たちの地域ではどのようなデメリットが生じ得るのかを列挙し、それらをできるだけ小さくするためにはどのような方法があるのかを考えましょう。

● 広域化したことによって生じる可能性のある問題

- ・ 小規模集落や山間部等条件不利地での活動に関する意見が広域活動組織の活動に反映されにくい。
- ・ 意思決定や集落間調整に時間を要するなど機動的な対応に支障が生じる。
- ・ 従前の各組織で決めた交付金の使途や日当単価等のルールを広域活動組織で統一する必要が生じるなど、集落間の調整が必要になる。
- ・ 広域活動組織傘下となることで、事務局任せになるなど参加集落の主体性が弱くなる場合がある。
- ・ 運営委員会の委員は、運営委員会の会合のほか各集落等の会合にも出席することになるほか、各集落の実績報告の確認や現地確認を行うなどの責任や負担が生じる。
- ・ 事務経費にかかる費用の負担割合の問題が生じる。
- ・ 事務局を設置する場合、事務局の運営経費が生じる。
- ・ 資源向上支払交付金（共同）において、補修する箇所が特定の集落に集中したり、環境保全活動に取り組む集落が限られるなど、集落によって取組が偏る場合があるため、統一的なルールづくりや、合意形成方法の工夫など、調整が必要となる場合がある。



Ⅲ 広域活動組織設立までの手順

推進主体が主

1 推進主体による広域化推進の方向性の決定

・・・p.14



- ・広域化の推進主体（市町村、土地改良区等）は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性等について検討を行い、広域化を推進することについて意向を固める

2 推進主体による基本的な方針の決定

・・・p.17



- ・推進主体は、広域活動組織の範囲や構成、組織の運営方針（交付金の運用方針、事務局体制）等の基本的な方針について検討を行い、取りまとめる

3 広域化対象集落等への説明会

・・・p.28



- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や参加を呼びかける関係団体に対して広域化の基本的な方針の説明を行って意見を募るとともに、必要に応じて方針の見直しを行う
- ・各集落等の代表者が集落内に説明し意見調整を行う

4 集落等から広域活動組織への参加意向を確認

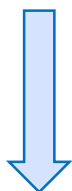
・・・p.28



- ・推進主体は、広域化対象の集落等や関係団体から広域活動組織への参加の意向を確認する

5 広域活動組織運営方針等の具体案の検討

・・・p.29



- ・広域化準備委員会（仮称）を立ち上げ、広域活動組織の運営方針の具体案について検討を行う
- ・検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成する

6 各集落等への説明、参加同意の確認

・・・p.35



- ・準備委員会での検討結果を各集落等の構成員に説明する
- ・各集落等の参加意向を踏まえ、対象農用地の確定、参加同意の最終確認を行う

7 広域活動組織設立

・・・p.35

- ・設立委員会または設立総会を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得る
- ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書や事業計画書等を決定するとともに、広域活動組織を設立
- ・市町村長に広域協定書や事業計画書等を提出し、認定を受ける

運営委員会の委員となる予定者が主

1 推進主体による広域化推進の方向性の決定

活動組織の広域化は、一般的に市町村又は土地改良区の発意により進められています。

広域化の推進主体となる市町村、土地改良区等は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性やメリット・デメリットについて検討を行います。広域化によってこれらの問題が解決できる見通しが立てば、広域化を推進することについての意向を固めます。

以下に、その手順の一例を示します。

(1) 推進主体

- ・制度に精通した市町村や土地改良区等の関係機関が推進主体を担い、広域化に向けた明確な方針を打ち出すことが重要です。
- ・広域化するかどうかの最終判断は、実際に共同活動に取り組む集落等や組織が行います。

(2) 地域における組織運営上の問題点の洗い出し

- ・地域における各活動組織の運営状況のほか、関係機関が行っている指導や調整等の状況から組織運営上の問題点を洗い出します。



- ✓ 広域化で解決できるかどうかに関わらず、できるだけ多くの問題点を挙げるようにしてください。
- ✓ 現在直面している問題だけではなく、近い将来に直面しそうな問題についても考えるようにしてください。

(3) 広域化の必要性の検討

- ・地域における組織運営上の問題が整理できたら、それらが広域化により解決できるものなのかどうかで仕分けをします。広域化で解決できる可能性のある諸問題については、9ページの内容も参考にしてください。
- ・広域化で解決できそうな問題が列挙されれば、広域化の目的が見えてきます。引き続き、次の検討に進みます。



- ✓ 広域化は多くの問題の解決につながる手段ではありますが、唯一の解決策とは限りません。隣の集落との合併だけで解決できるかもしれませんし、事務負担の問題については外部委託により多くが解決できるかもしれません。
- ✓ ここで挙げられた問題のうち広域化で解決できないものについては、地域資源の適切な保全管理のための推進活動等、広域化に関する検討とは別の機会を捉えて解決策の検討を行うようにしましょう。

（４）広域化によるメリット・デメリットの検討

- ・ 10～12ページに例示した内容や事例等を参考に、広域化した場合の地域にとってのメリットとデメリットにはどのようなものがあるのかを検討し、それらを整理します。

（５）広域化推進上の問題点の検討

- ・ （４）で挙げたデメリット以外に、広域化推進上の問題点がないか検討します。
（例：新たに事業計画を申請し、平成31年度～令和5年度とする）
- ・ 広域化した際に心配される不安な点があれば、できるだけたくさん出してください。

（６）対応方針の検討

- ・ 広域化によるデメリットを少なくしたりその他広域化推進上の問題点を解決するためには何をしなければならないのか、アイデアを整理します。

（７）先進地事例の情報収集等

- ・ 上記（３）～（６）の検討に際し、先行して広域化に取り組み具体的な成果を挙げている広域活動組織を訪問し、広域化に至った経緯やノウハウを担当者から直接助言してもらうことも効果的です。
- ・ 広域化の先進事例については、都道府県や推進組織から教えてもらいましょう。

（８）広域化推進の方向性の決定

- ・ 推進主体は、地域における組織運営上の課題について、広域化によりある程度解決できそうだという見通しが立てば、活動組織の広域化を推進する意向を固めます。

Q & A ● 広域化すると今までの活動はどう変わるの？

Q 今までの活動組織で行っていた活動は、広域化した後もそのまま継続できますか。

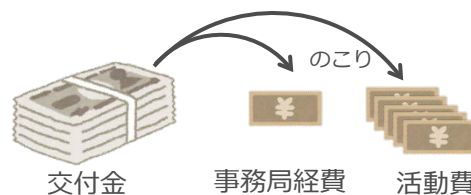
A 集落等における活動内容は各集落等で決めることとなるため、基本的には今までと同じ活動ができます。ただし、同様の活動を行う他集落等と比較して交付金の使途や単価に著しい不均衡が認められるなど、集落間の話し合いにより適正な水準に調整することが必要となる場合もあります。

Q 事務局の経費として、交付金の中からどの程度支出する必要があるのですか。

A 事務の内容にもよりますが、事務処理に必要な作業時間に応じた金額を基に経費を算定しているのが一般的です。

この金額は、他地区の事例や既存の活動組織における事務作業の実績から算定することとし、最終的には、事務局の担い手及び参加各集落等との話し合いにより決定することとなります。

活動費が少なくなるということで難色を示される方も中にはいるかもしれませんが、既存の組織で実際に事務を担当していた方に意見を聞くなど、その妥当性や必要性を組織の皆さんに理解してもらえる説明を心がけましょう。



Q 合併する既存組織の活動期間の終期が異なる場合、広域活動組織の活動期間はどのように設定すればよいのですか。

A 活動期間の終期を既存の活動組織の中で最も新しく設立したものに合わせるか、広域活動組織の設立年度以降の新たな5年間とするかのいずれかとなります。

ただし、広域活動組織の設立時点において活動期間の終期を迎えていない既存の活動組織においては、以下に留意する必要があります。

- － 遡及返還期間が従前の活動期間の始期のままである
- － 地域資源保全管理構想の策定期限は従前の活動期間の終期のままであること

2 推進主体による基本的な方針の決定

推進主体は、前項までの検討結果を踏まえ、広域活動組織の構成や交付金の運用方針等について検討を行い、取りまとめます。

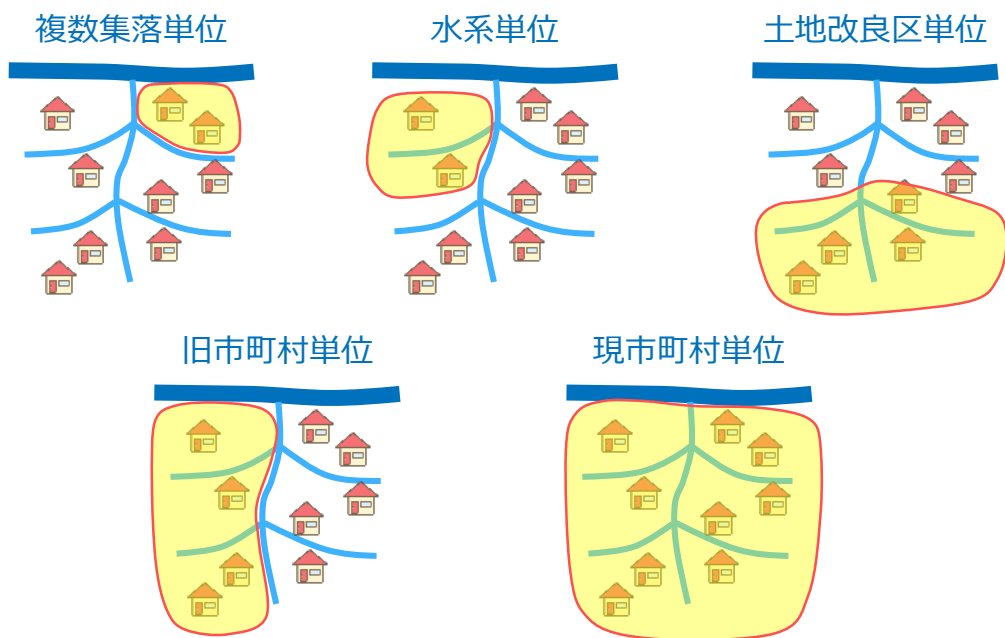
検討に当たっては、必要に応じていくつかの既存活動組織の代表者や事務担当者からの意見を聞きながら検討を進めます。

この基本的な方針に基づき、広域化対象範囲の集落等や関係団体への説明を行い、その参画を得て広域活動組織の運営方針に係る具体的な検討を進めることとなります。

以下に、基本的な方針作成までの手順を示します。

(1) 広域化に際しての区域設定

- ・広域化を図る場合の区域を設定します。区域設定の単位として、概ね以下の5つのタイプが考えられます。



- ・規模が小さければ合意形成を図りやすく、今までとあまり変わらない感覚で活動を継続できるかもしれませんが、事務負担の軽減や予算運用の弾力性等のスケールメリットは得られにくくなります。
- ・規模が大きすぎれば構成が複雑になり、行政の指導事項や組織の考えが集落等の構成員まで伝わりにくくなります。
- ・地域にとって広域活動組織の最適な規模はどの程度なのかを考え、区域設定をします。
- ・広域化を図る区域設定の単位を決めたら、次の手順として、対象となる集落等や農用地の範囲についての方針を検討します。
- ・既存の組織の合併のみにとどめる場合もありますが、できるだけ、これまで未取組であった集落等を新たに広域活動組織に取り込むことを方針として打ち出すよう検討します。



■ 規模の考え方

- ✓ 事務の合理化のために事務局を設置して専任の事務担当者を雇用する場合には、その経費を捻出するためある程度の面積規模が必要となります。
- ✓ 広域化の範囲が広すぎると、多くの集落等の意見をまとめるために高度な調整が求められます。
- ✓ また、集落等の数が多すぎると各集落間の意思疎通や人材・資材などの融通が自発的に行われず、かえって本活動の地域づくりへの発展の芽を摘む可能性があることにも留意が必要です。

(2) 組織構成、運営体制の検討

- ・ 3ページの運営体制図を参考に、広域協定運営委員会と構成集落等・団体の関係、役割分担等を示した体制図を作成します。
- ・ 役員や事務局の候補者についてあらかじめ見当をつけ、内々に打診しておけば、その後の調整が進みやすくなります。

● 土地改良区との協力体制の構築を推進

1. 活動組織と土地改良区が連携し、地域一体となった施設管理が可能



末端まで状況がわかる
きめ細やかな水供給が
できる！

施設管理も
効率的にできるぞ！



土地改良区



活動組織

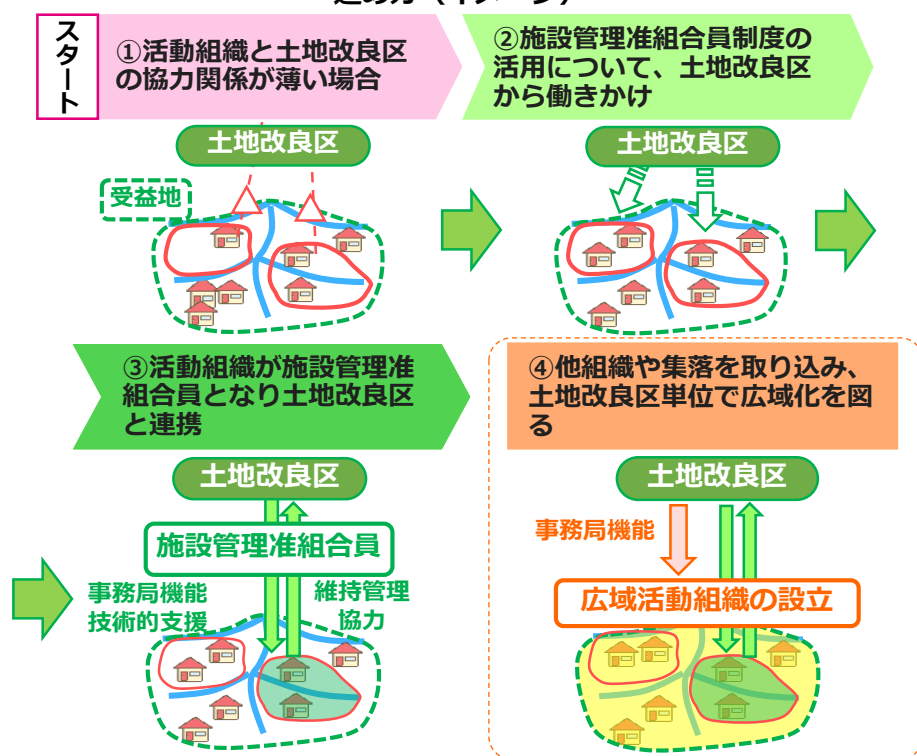
活動に専念できるよ
うになった！

営農形態に合わせた
配水に期待できる！

2. 施設管理准組合員制度の創設を契機とした活動組織の体制強化

- 例えば、従来から関連する土地改良区との協力関係が薄い場合、まずは「施設管理准組合員制度」の活用により、連携を強化することも考えられます。この場合、活動組織の事務に対し、土地改良区の支援を得ることも可能です。
- 上記のような対応により体制強化を進める過程等において、土地改良区単位において、土地改良区が主たる調整を行い、活動組織の広域化を行うことも考えられます。この場合、土地改良区が活動組織の事務局を担うなど、より事務局体制の強化にも資するよう検討する必要があります。

進め方（イメージ）



●施設管理准組合員制度とは

- 地域の活動組織が土地改良区の施設管理准組合員となることができます。
- 施設管理准組合員は、土地改良施設の管理への協力を求められる一方、土地改良区の総会に出席し、意見を述べることも可能です。

（土地改良法第15条の2）

(3) 交付金の運用方針の検討

1) 交付金の配分方針の検討

- ・各集落等への交付金の配分方針について検討します。
- ・広域活動組織の予算は、運営委員会で項目を決めることとなりますが、事務運営経費、重点課題配分枠、集落配分枠の概ね4つに区分している例が多く見られます。以下、この例に沿って配分の考え方を説明します。
- ・交付額から事務運営費、重点課題配分枠を差し引いた金額を各集落等に配分します。
- ・各集落等への配分比率は、各集落等の対象農用地面積に交付単価を乗じて得られる金額の比率に基づき決定することが基本です。
- ・小規模集落等においては、他の集落等と一律の基準で配分額を算定すると、活動に回すことのできる金額が著しく少なくなってしまうことがあります。この場合、集落等に存在する農地や施設について必要な保全活動が行える最低限度の費用が確保されるよう、調整を行うことが必要です。

■ 広域活動組織における予算の項目の例

項目	内容
事務運営経費	・ 事務局や運営委員会の事務費等の広域活動組織の運営に必要な共通的経費（事務員人件費、委員手当、旅費、印刷製本費、会議費、消耗品費等）
重点課題配分枠	・ 重要な施設の補修・更新や環境保全活動などの地域の共通課題に対応するための活動に係る経費。
集落配分枠	・ 集落等が行う活動に係る経費。各集落等に配分し、実施した活動に応じて支出する。 ・ 別途、小規模集落等の活動費を確保するための基礎配分枠を設ける場合もある。（例 10万円/集落以上となるよう配分）

● 事務運営経費について

- ・事務局費については、各集落等が事務局にお願いする事務作業量を踏まえて必要額を算定することとなります。
- ・各集落等の取組内容が異なる場合など、必ずしも各集落等の面積や交付額の比率と同一となるとは限りません。広域活動組織内で揉め事が起こらないように調整して決めてください。

※ 事務局体制の検討の詳細については、24ページ（4）を参照。

● 重点課題配分枠について

- ・地域住民との交流活動、学校教育や企業との連携など、各集落等が個別に実施するよりも広域活動組織として実施することが合理的である活動に要する費用は、広域活動組織全体の経費として支出します。
- ・施設の補修・更新等を行う際に、老朽化が著しい又は重要度が高い施設に優先的に予算を配分することができます。機能診断結果に基づき、活動期間の中で施設の補修・更新を行う順番や実施時期を決めてください。

● 各集落等への交付金の配分の例

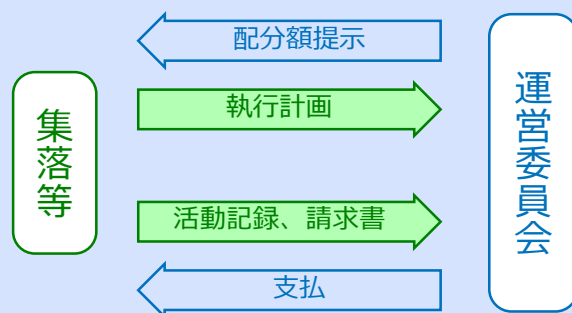
- ・事務局費として10%、小規模集落等については最低額として25万円を配分する場合の例。下表は一つの事例であり、交付金の配分は各広域活動組織の判断で設定してください。

※ 下表は一つの事例であり、交付金の配分は各広域活動組織の判断で設定。（単位：円）

集落名	対象農用地面積 (a)	水田	畑	草地	①交付額	②事務局費 (交付額の10%)	③配分額 (補正前) (=①-②)	④小規模 集落補正 (最低25万円/ 集落を保証)	⑤配分額 (小規模集落補正額を その他の集落等に配 分)
A集落	8,700	7,500	1,200	0	4,462,800	-446,280	4,016,520	0	3,999,332
B集落	5,800	5,800	0	0	3,132,000	-313,200	2,818,800	0	2,801,612
C集落	6,000	5,000	1,000	0	3,044,000	-304,400	2,739,600	0	2,722,412
D集落	8,000	0	8,000	0	2,752,000	-275,200	2,476,800	0	2,459,612
E集落	5,500	4,200	1,300	0	2,715,200	-271,520	2,443,680	0	2,426,492
F集落	4,300	4,300	0	0	2,322,000	-232,200	2,089,800	0	2,072,612
G集落	3,800	3,800	0	0	2,052,000	-205,200	1,846,800	0	1,829,612
H集落	2,700	2,700	0	0	1,458,000	-145,800	1,312,200	0	1,295,012
I集落	2,600	1,800	800	0	1,247,200	-124,720	1,122,480	0	1,105,292
J集落	2,000	2,000	0	0	1,080,000	-108,000	972,000	0	954,812
K集落	750	600	150	0	375,600	-37,560	338,040	0	320,852
L集落	350	350	0	0	189,000	-18,900	170,100	250,000	250,000
M集落	400	200	200	0	176,800	-17,680	159,120	250,000	250,000
合計	50,900	38,250	12,650	0	25,006,600	-2,500,660	21,255,610	500,000	21,255,610

● 各集落等への交付金の支払方法について

- ・年度途中における交付金の弾力的な運用を可能とするため、集落等配分枠については、年度当初に一括して各集落等に支払うのではなく、活動実績に応じた後払いとすることも可能です。
- ・年度当初に運営委員会は各集落等に配分額を提示し、これに基づき各集落等は執行計画を立て活動を実施します。
- ・活動に伴う日当支払の根拠資料となる活動記録、資材・物品購入や外注に係る請求書等を事務局に提出し、事務局がこれらを確認し各集落等に支払うという流れです。



事例 ● 施設の長寿命化の優先順位の調整

美浜町広域協定（福井県美浜町）の事例

- ・集落等からの整備要望について、町及び推進組織（県土連）の助言も得ながら、施設規模や建設後の経過年数等を踏まえ、他事業で対応すべきものと本交付金で対応すべきものに区分。
- ・本交付金で実施すべきと判断した全ての施設について、事務局が現地確認を行い、老朽化度合いや施設の重要度に応じて施工順位を決定し、それを運営委員会で決定。
- ・各集落等の合意が得られるよう、補修・更新が必要と判断される施設がある全ての集落等につき最低1施設は5年間の活動期間中に施工を実施できるよう配慮。

事務局による現地確認



運営委員会の様子



2) 外注の範囲の検討

- ・広域活動組織が行おうとしている活動等が、規模や技術面から見て自ら実施可能な範囲を超えていると判断される場合は外注により対応することも可能です。どのような活動を外注により行うのか方針を決めます。
- ・基本的には、従来の活動組織において外注していたものは広域活動組織においてもそのまま外注で対応してもかまいませんが、広域活動組織内の各集落等の外注・直営に係る考え方に著しい差が生じることの無いよう調整する必要があります。
- ・併せて、広域化により資機材・人材・技術の融通が期待できることから、これまで各集落等において外注により対応していたものを直営施工に置き換えることについても検討してください。

3) 日当、機械借上等単価の設定

- ・広域活動組織が構成員に支払う日当や機械借上等の単価を設定します。
- ・地域で一般に適用されている類似作業の労務単価や機械運転単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて設定します。設定した単価は、構成集落の全ての構成員に周知する必要があります。
- ・会計経理に係る事務負担の軽減や組織内から不満の声が出ないようにする等の観点から、基礎的な活動に係る日当や草刈機の借り上げ費等の基本的な単価については、広域活動組織内で統一することが望ましいと思われます。
- ・一方で、各集落等で使用する機械が異なる等の事情があるようなものは無理に統一しないことが望ましい場合もあります。

(4) 事務局体制の検討

複数集落等から構成される広域活動組織では、運営委員会は、構成各集落等が作成した実施計画や活動報告を確認し、市町村に報告する必要があります。また、広域活動組織全体で経理を行う場合には、運営委員会がその役割を担うこととなります。

こうした事務を円滑に行うためには、運営委員会に事務局を設置することが合理的です。書類作成等の負担の大きな事務作業を集落等から切り離すことで、集落等は活動に専念できるようになり、より一層の活動の活性化が期待できます。

1) 事務局が行う作業の内容

事務局が行うことが合理的と考えられる事務作業の例は以下のとおりです。

項目	内容
交付金に係る申請書類の作成	・市町村に提出する事業計画や交付金等の申請書類の作成。
活動の実施状況の整理	・構成集落が実施した活動に係る活動記録の取りまとめや整理。 ・広域活動組織が管理すべき財産が発生した場合の適切な管理。
交付金の出納	・広域活動組織に交付された交付金の出納に係る業務。
外部への委託・請負に係る発注、検査等	・工事等を外注する際の外注先の選定、契約、完成検査等に係る業務。
構成集落等や関係機関との間の連絡調整	・各集落等と市町村の連絡調整。 ・各集落間の調整。

2) 事務員の確保の方法

- ・事務局には事務作業を行うための専任の事務員を確保している場合が多いです。事務員に対価を支払い、事務作業を依頼するには、主に以下の3つの方法があります。

ア 構成員による対応

- ・広域活動組織内に市町村、土地改良区、JA、地域のNPO等のOBや元非常勤職員等の行政経験者や事務処理能力に優れた構成員がいる場合には、その方に作業時間に応じた日当等を支払うことにより対応します。
- ・上述のような方が現に構成員の中にいなくても、ふさわしい方が地域内にいる場合には、新たに構成員に加わってもらうことも考えられます。
- ・適正な事務処理能力を有する者の選定に当たっては、市町村等の関係機関に紹介をお願いするなど地域内の幅広い人脈を頼りに探すとよいでしょう。

イ 雇用

- ・外部委託と比較した場合の合理性や必要性が認められる場合には事務員を雇用することも可能です。この場合には以下の点に留意してください。
 - －事務員を確保して対応しなければならない業務量があることや、事務員を雇用しなければ広域活動組織の運営に支障が生じることが説明できること。
 - －外部委託の場合の費用と比較するなど、事務員を雇用することが合理的であることが説明できること。
 - －事務員の業務計画、業務日誌を整理すること。
 - －事務員の給与は、構成員の日当や事務作業アルバイト等の賃金と比較して適正であること。
 - －労働法制度、社会保険制度、所得税法（源泉徴収）等を遵守すること。

ウ 外部委託

- ・外部委託により行うことが合理的である場合には、土地改良区やJA等の事務処理を行う能力を有する外部団体や個人との委託契約により対応します。
- ・事務作業を委託する際には、委託する作業の内容や水準、実施時期等について明確にした上で、これに基づき契約金額を決めてください。



- ✓ 土地改良区が事務を受託する場合には、当該活動組織の構成員となる必要があります。

Q & A ● 活動組織における事務員雇用について

Q 活動組織で事務処理負担の軽減を図るために事務員を雇用し、交付金から賃金を支払う場合、県からは有給休暇（夏季特別休暇等）や賞与の支払いは不可との指導を受けています。

しかし、労働基準監督署から、雇用契約を結ぶ場合は有給休暇や賞与の付与が必要であると指導されたため、適切な対応を伺います。

- A** 1. 多面的機能支払の事務局において専任職員を配置（雇用）する場合には、その給与・処遇について、
- ①給与は、構成員の日当や事務作業アルバイト等の賃金と比較して適正であること。
 - ②労働法制度等を遵守すること。
- を指導しているところです。
2. 職員の給与、賞与、時間外手当、法定福利費等は、雇用契約に基づいて支払うこととなり、これらは交付金から支出が可能です。
3. 給与の算定、年次有給休暇の付与日数等、労働条件に関する事項は、各都道府県の労働部局にご相談ください。

3) 事務局の場所

- ・ 広域活動組織の事務処理を行うためには、事務作業場所が必要となります。
- ・ 事務員の自宅を事務作業場所とすることもできますが、組織が大きくなれば多くの書類等を扱うこととなります。専用の事務作業場所を設けることを考えましょう。
- ・ 各集落等の構成員が打合せや会議のために訪れること等も考えて立地を選定しましょう。

4) 事務局の運営費の設定

- ・ 既存の活動組織における事務作業の実績や他地区の事例を参考に、事務局の運営に必要な費用を算定します。



✓ 活動開始後の実績により、設定した金額に過不足が生じないか確認することとし、確認結果を踏まえ、活動期間中にも適宜見直しを行ってください。

(5) 基本的な方針の決定

1) 基本的な方針の取りまとめ

- ・ (1)～(4)の検討結果について、取りまとめます。
- ・ 次の手順以降、この方針に基づき、広域化対象範囲の集落等や関係団体への説明を行うとともに、これらの主体の参画を得ながら広域活動組織の運営に関する具体的な検討を進めることとなります。



2) 集落等向けの説明用資料の作成

- ・ 次の段階の広域化対象集落等への説明会に向けて、必要に応じて、1)で作成した基本的な方針の要約版資料を作成します。

3 広域化対象集落等への説明会

- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や参加を呼びかける関係団体に対して基本的な方針の説明を行い、各者から意見を聴取します。
- ・説明会の開催方法としては、各集落等を回って開催する方法と、各集落等の代表者を一同に招集し開催する方法があります。
- ・代表者を集めて開催する場合、各集落等の代表者には、集落内の説明と集落等の意見の取りまとめを依頼することとなります。
- ・推進主体は、各集落等からの意見を踏まえ、必要に応じて基本的な方針の内容を見直します。



- ✓ 各集落等を回って開催する場合には、農協や土地改良区関係の会合等地域の農業者が集まる機会に合わせて行うことが効率的です。
- ✓ 各集落等におけるこれまでの取組の有無の違い等により制度の理解度には差があります。必要に応じて個別説明を行うなどきめ細やかな対応が必要となります。

4 集落等から広域活動組織への参加同意の確認

- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や関係団体から、広域活動組織への参加同意の確認をします。
- ・これ以降の手順では、推進主体の主導の下、参加意向を表明した集落等や関係団体の間で協議を重ねて、広域活動組織の運営方針の具体的内容について決定していくこととなります。
- ・広域化後の活動を円滑に進めるためには、運営方針の決定までの過程で多くの集落等が参加し議論することが重要です。最終的な参加意向確認の機会は別途設けられますので、各集落等は推進主体の提示した基本的な方針に多少の意見がある場合でも、できるだけ検討に参加するようにしてください。

5 広域活動組織運営方針の具体案の検討

(1) 広域化準備委員会の立ち上げ

- ・広域化の推進について検討を行う準備委員会（仮称）を立ち上げ、広域活動組織の運営方針の具体案について検討を行います。
- ・準備委員会のメンバーの候補は、参加の同意を確認した各集落等（既に取り組を行っている活動組織のほか、未取組の集落等も含む）の代表者や事務担当者、市町村、土地改良区、JA等の関係機関の担当者のほか、広域活動組織への参加が考えられるその他団体の代表者などです。
- ・この段階では、広域活動組織への参加を表明していない集落等も準備委員会のメンバーに入れて情報共有することが、参加集落等を拡大する上で有効です。
- ・メンバーが決まれば、各者の役割分担を決定します。

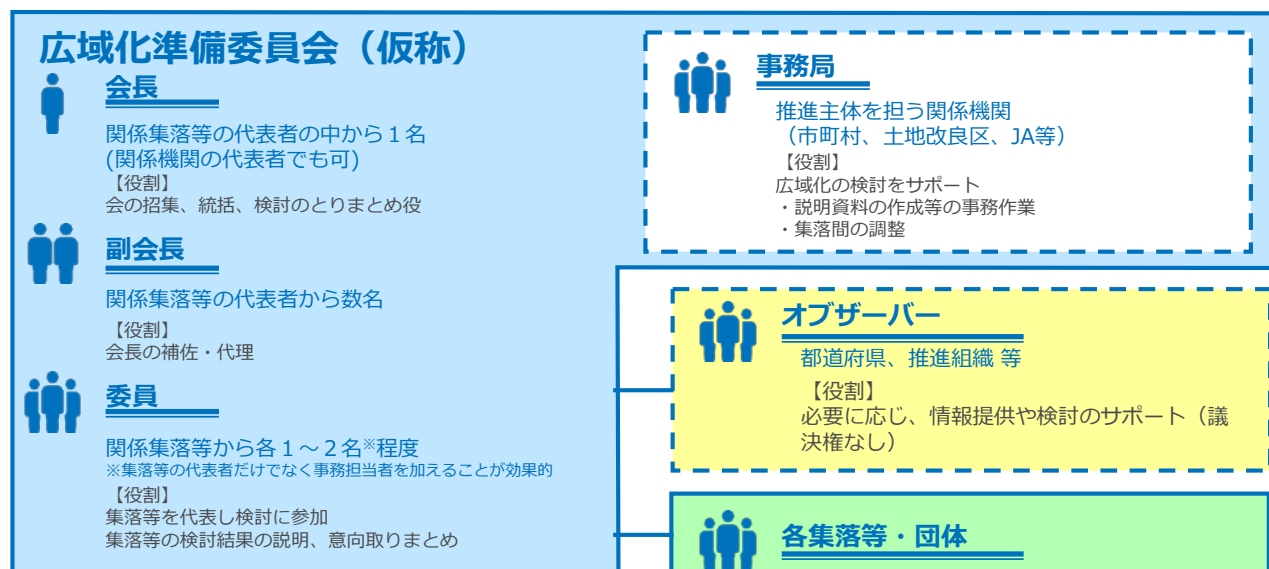
※準備組織を立ち上げずに、推進主体がその都度参加意向集落等・団体の代表者を招集し、必要な検討を行う方法もあります。



- ✓ 検討が具体化し、実際に広域活動組織を設立する際には、この準備委員会の構成が基になります。広域活動組織への移行後のこともイメージして構成と役割分担を決めるようにしましょう。
- ✓ 各集落等の事務担当者も検討に参加してもらうことで、広域化による事務集約の効果が伝わりやすくなるなど、検討が円滑に進むことが期待されます。
- ✓ 将来事務局を担ってもらえそうな方に広域化の検討段階から加わってもらうことにより、広域活動組織設立後の円滑な事務運営が期待されます。



- ✓ 共同活動を通じた地域の活性化を考えるとときに農業関係者以外の参画は不可欠です。活動の発展や新たな活動への取組に向け、学校や一般企業等の参画を得ることを検討して下さい。



(2) 保全管理する農用地及び施設の設定

- ・広域化について検討する区域内において、広域活動組織が保全管理する農用地及び施設を設定します。
- ・既存の組織が合併する場合には、基本的には従前の活動組織における農用地及び施設はそのまま広域活動組織においても引き継ぐこととなります。
- ・これまで未取組であった集落が広域活動組織に加わる場合には、既取組の他の集落における農用地及び施設の設定に係る考え方を参考にします。



- ✓ 広域化によって効率的な活動が行えるようになったり活動が活性化したりすることが期待されることから、新たな農用地や施設を保全管理対象に位置付けることについても検討してください。

例 耕作放棄地を新たに農用地に位置づけ計画期間内に耕作可能な状態に保全する、単独では取組が困難な小規模集落を新たに活動区域に編入する等

- ✓ 地域条件が似ているにも関わらず、農用地や施設の位置付けに係る考え方について構成集落間で著しい差がある場合には、その差が適正な範囲になるよう調整する必要があります。
- ✓ 地域一体となった取組を拡大する上では、未取組集落において新たに本交付金を活用した活動に取り組む場合に、広域活動組織への参加を原則として働きかけることも有効な方法です。

(3) 活動内容の検討

- ・広域活動組織が実施する活動の内容について検討します。
- ・既存の組織が合併する場合には、基本的には従前の活動組織における活動内容はそのまま広域活動組織においても引き継ぐこととなります。
- ・これまで未取組であった集落等が広域活動組織に加わる場合には、既取組の他の集落等における活動内容の設定に係る考え方を参考にしてください。
- ・実施要領様式第1－3号 別紙1 活動の計画（1）農地維持支払及び（2）資源向上支払（共同）の表を参考に各集落の年度活動計画を立ててもらおうと、事務局が取りまとめしやすく、活動要件の漏れなども確認しやすくなります。



- ✓ 広域化に伴い効率的な活動が行えるようになったり活動が活性化したりすることが期待されることから、集落等における課題等を踏まえ、新たな活動を行うことについても検討してください。
- ✓ 特に、資源向上活動（共同）における農村環境保全活動については、広域で取り組むことによってより効果が高まる性質のものが多くことから、今まで未取組であった集落等においても取組を始めることを検討してみてください。全ての集落等において農村環境保全活動に取り組むことを要件化することも、有効な方法です。
- ✓ このほか、鳥獣害対策や施設の補修・更新の活動等、これまで必要性がありながらも組織の体制上の問題から十分に行えなかった活動にも、多くの集落等の力を合わせるによって取り組むことが可能となる場合があります。

事例 ● 事務支援する運営委員会の設置

糸魚川市広域協定（新潟県糸魚川市）の事例

- ・平成26年度の多面的機能支払交付金の創設を契機に、市内33集落が広域化した「糸魚川市広域協定」を設置。（平成29年度には市内の全34集落が参加）
- ・平成27年度から、市の呼びかけで日本型直接支払3支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払、環境直接支払）のために「糸魚川市日本型直接支払運営委員会」を新たに設置し、各支払の事務支援を一本化。

取組内容

【支援・指導】

- ・窓口での個別相談対応（1日に平均1～2名程度、多いときは何人も）
- ・7～9月にかけて現地調査及び指導、研修会等を実施
- ・市への全体の事業計画や実績報告等の提出を支援

【運営委員会】

- ・多面支払から4名、中山間直払から4名、環境直払から2名の計10名の役員を選出。各支払の情報集約
- ・多面支払1名、中山間直払1名の専属職員が事務を担当。事務局長は両支払を監督

【運営費（平成29年度から）】

- ・中山間直払は、15協定の共同活動費から協定規模に応じた算出額で事務を委託
- ・多面支払は、広域協定運営委員会から毎月必要な経費を日本型直払運営委員会に支出
- ・環境直払は、個々の農家が取り組んでおり一件当たり5千円平均の事務費で市に提出する書類作成を支援

取組の効果

- ・市は、中山間直払と多面支払の広域化、日本型直払の運営委員会が新たに設置されたことにより、事務作業が大幅に軽減
- ・3支払の活動計画や取組を一元的に相談対応、確認しているため、地元への制度の違いや交付金の使途等について、きめ細やかに指導ができ、交付金の効率的で適正な執行が図られつつある
- ・今後、各地域において3支払の広域的な連携活動を検討する際には、相談窓口が一本化したため、円滑な実施が期待できる

日本型直払運営委員会



日本型直払事務局



事例 ● 全集落を挙げて環境保全活動を実施

美浜町広域協定（福井県美浜町）の事例

- ・ 参加する30の集落全てに農村環境保全活動の実施を義務付けている。
- ・ 各集落等が立てた計画に基づき、生態系保全活動や景観形成活動が行われている。
- ・ 全ての集落等が取り組むことで、不公平感なく活動が実施できている。

生態系保全の活動



景観形成の活動



（４）組織構成、運営体制の検討

- ・ 推進主体が作成した組織構成、運営体制案に基づき、役員や事務局の人員配置を行います。



- ✓ 事務局を設置する場合であっても、各集落等の代表者（＝広域協定運営委員会の委員）は事務局と集落等との調整や集落等が行った活動の報告等を行います。
- ✓ 代表者の負担が大きいことを理由に取組への参加を断念する例もありますので、役割分担には十分に配慮してください。
- ✓ 活動報告や構成員への支払を集落等に丸投げするのではなく、必要に応じて事務局が集落等の代表者をサポートできるような体制とするよう検討してください。
- ✓ 委員の任期を活動期間の5年間ではなく、2年や3年とすることも心理的な負担を軽減する有効な考え方です。

事例 ● 集落等代表者の負担軽減に向けた工夫

金山町農地維持環境保全協議会（福島県金山町）の事例

- ・ 集落等の代表者の負担を軽減するため、実施状況の現地確認は全て事務局が行うこととした。
- ・ 活動報告がない場合などには、代表者と連絡を取り合い、活動の進捗を確認し、活動記録の作成のサポートを行う。
- ・ 事務局が集落等の代わりにやるのではなく、集落の主体性を損なわずに活動を実施できるよう集落等に対する助言という形をとる。

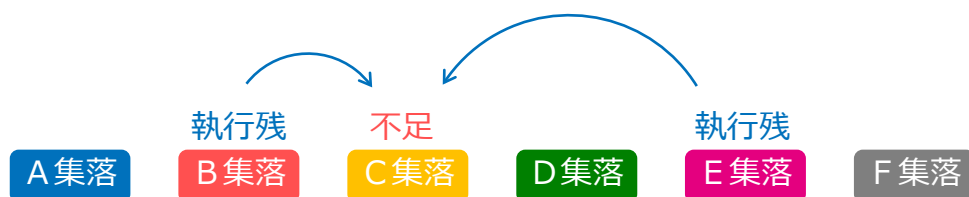
(5) 交付金の運用方針の検討

- ・推進主体が作成した交付金運用方針案に基づき、各集落等への交付金の配分方針、事務局が行う作業の範囲、外注の範囲、日当や機械借り上げ単価等について検討を行います。
- ・特に、交付金を集落間で融通することを考えている場合は、その具体的な手順について、この段階でしっかりと検討しておく必要があります。

事例●集落間での交付金の融通

下関市豊浦地域広域協定運営委員会（山口県下関市）の事例

- ・毎年度12月～1月頃に各集落等における予算の執行状況及び今後の執行予定を聞き取る。
- ・事務局が各集落等における予算の過不足の状況を踏まえて付け替えを行い、運営委員会にて決定する。
- ・各集落間の配分額の借り貸しは、5年間の活動期間中に原則精算する。
- ・集落間での交付金の融通は、長寿命化の対策のみ。



(6) その他活動の円滑な実施に向けたルールの検討

- ・これまで検討してきたような活動の実施そのものに関係する項目以外にも、組織としての決め事を作ることによって、活動の活性化や円滑な活動の実施が期待できることがあります。
- ・以下の事例のような、先行して広域化を実現している組織の工夫を取り入れることも検討してみましょう。



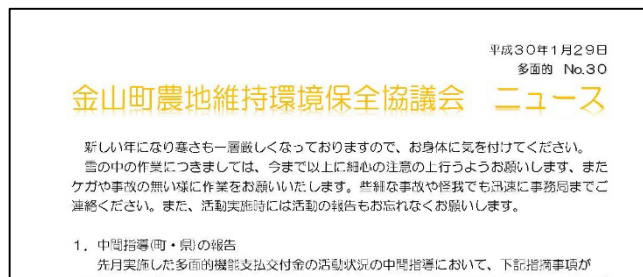
- ✓ 広域活動組織の運営方針の検討の中で、各集落等や関係団体の代表者、事務担当者、具体的なノウハウが学べると同時に、各集落等の広域活動組織への参加促進にもつながります。

事例●円滑な活動の実施や活動の活性化に向けた工夫

金山町農地維持環境保全協議会（福島県金山町）の事例

- ・事務局がA4版1枚の広報資料を毎月1回発行。
- ・事務局が活動記録から対応内容を抽出して、同様の問題を抱えている集落へ紹介したり広域で活用可能な事例は広報誌や総会にて広報を行っている。また、実施状況の速やかな報告や、集落等の構成員への速やかな日当の支払を促す内容等の連絡事項にも活用。
- ・これにより、施設の補修技術や資材等について集落間の情報共有が図られるとともに、活動に対する各集落等の責任感が生まれた。
- ・構成集落等だけでなく広域活動組織への参加を検討する未取組集落等にも配布することで、未取組集落等が広域活動組織への参加を決意する後押しにもつながっている。

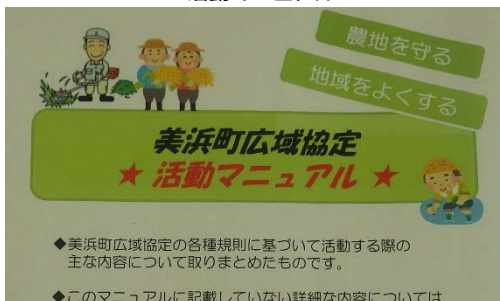
広報資料



美浜町広域協定（福井県美浜町）の事例

- ・構成集落向けに、計画策定、活動の実施・報告、交付金の支払方法のほか、活動の実施に係る留意事項（合意形成や計画的な予算執行の重要性）等について示したマニュアルを作成・配布するとともに、毎年度事務研修を実施。
- ・これにより、各構成集落等の自主性を尊重しつつ適正な活動が実施できている。
- ・このほか、定例の会議等に合わせて各集落等持ち回りで活動内容をプレゼンする活動報告会を実施。

活動マニュアル



研修会の様子



（7）広域協定書、組織規則、事業計画書等の案の作成

- ・（2）～（6）の検討結果を踏まえ、基本的な方針を修正するとともに、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成します。



- ✓ 各書類の作成方法については、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（広域活動組織用）」などを参照してください。

6 各集落等への説明、参加同意の確認

- ・準備委員会におけるこれまでの検討結果を踏まえ、広域化対象範囲の全集落等や団体に対して、改めて説明会を開催し、基本的な方針や協定書、組織規則、事業計画書等を説明します。
- ・各集落等の構成員に対しては、各集落等の運営委員から上記の内容を説明し、広域活動組織への参加同意を取りまとめます。
- ・合意形成が難航する集落等へは、団体、個人を問わず、推進主体が中心となり個別説明を行います。既存組織からの働きかけにより合意が得られることもあります。
- ・準備委員会で各集落等の参加意向を取りまとめ、その結果を踏まえて、保全管理する農用地を確定させるとともに参加同意を確認します。



✓ 広域活動組織への不参加を表明した集落等がある場合には、当該集落等における課題解決に向けた検討が引き続き行われるよう、市町村、土地改良区、JA等の関係機関へ相談してください。

事例●不参加集落等へのフォロー

金山町農地維持環境保全協議会（福島県金山町）の事例

- ・参加意向確認時に、参加・不参加だけではなく、不参加を表明した集落等については、その理由や今後も広域活動組織への参加の検討を継続するか否かを聞き取った。
- ・聞き取り結果を踏まえ、広域活動組織の設立後も不参加集落等に対して、活動状況を伝える広報資料の配布や各種会合への参加呼びかけ等の対応を継続して行った。
- ・こうした取組が奏功し、平成27年に17集落で設立した広域活動組織が平成29年には24集落の参加を得るまでに拡大した。

7 広域活動組織設立

- ・設立委員会または設立総会を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。
- ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書、運営委員会規則、事業計画等の案について委員の合意を得て決定するとともに、広域活動組織を設立します。
- ・市町村長に広域協定書、運営委員会規則、事業計画を提出し、認定を受けます。

お問い合わせ先

本手引きや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 日本型直接支払グループ 011-231-4111（内線27-856,862）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 （内線4491/4349）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3563）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161 （内線2569/2566）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4772）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83342）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
（電話）03-3502-8111（内線5618）
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html